

発議第29号

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年12月18日提出

熊本市議会議員	原 口 亮 志
同	西 岡 誠 也
同	津 田 征 士 郎
同	澤 田 昌 作
同	田 中 敦 朗
同	光 永 邦 保
同	坂 田 誠 二
同	三 島 良 之
同	原 亨
同	小佐井賀瑞宜
同	福 永 洋 一
同	井 本 正 広
同	藤 永 弘

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和25年告示第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「に出席したとき」の次に「(公用車を利用して出席したときを除く。)」を加え、「(公用車を利用して出席したときは、当該定める額の2分の1の額)」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 5キロメートル未満 日額1,000円
- (2) 5キロメートル以上10キロメートル未満 日額2,000円
- (3) 10キロメートル以上 日額3,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

昨今の社会経済情勢の変化に伴い、本会議、委員会及び協議等の場に議員が出席した際に支給される費用弁償の額を引き下げするため、所要の改正を行うものである。